

加入の際の提出書類

【提出書類】

- ① ・「加入申込書・被保険者等資格取得届・保険料金融機関預金口座振替承諾書」[第1号様式]
- ② ・「住民票の写し」〈※1〉
- ③-1 [甲種組合員《開設者》として加入する場合]
 - ・「前々年分所得税の確定申告書」(税務署受付済み・申告完了済みのもの)のコピー、もしくは「前年度分給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のコピー〈※2〉
 - ・開設者本人の身分証(運転免許証等)のコピー
 - ・診療所開設届のコピー
- ③-2 [甲種組合員、乙1種組合員《勤務医》として加入する場合]
 - ・「前々年分所得税の確定申告書」(税務署受付済み・申告完了済みのもの)のコピー、もしくは「前年度分給与所得等に係る市民税・県民税徴収税額の決定・変更通知書」のコピー〈※2〉
 - ・「労働契約書」のコピー〈※3〉
- ③-3 [乙2種組合員《勤務医以外》が加入する場合]
 - ・「労働契約書」のコピー〈※3〉
- ④ ・「健康保険被保険者適用除外承認申請者」(厚生年金対象事業所のみ)

- ※1 発行から3ヶ月以内の「住民票の写し」をご提出ください。(※コピー不可)
なお、家族と共に加入する場合や家族の追加加入の場合は、加入者全員の氏名及び加入者と世帯主の続柄が記載されている住民票の写しをご提出ください。
- ※2 「所得税の確定申告書」や「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」がお手元にはない場合は、当組合までお問い合わせください。
- ※3 従業員の加入資格確認のため、①勤務日、②勤務時間、③雇用日、④正従業員とパートタイマーの別、④勤務先、⑤雇用主と従業員の両者の署名・捺印が確認できる「労働契約書」のコピー。
また、診療所で「労働契約書」を作成していない場合は、当組合までお問い合わせください。
なお、厚生労働省・社会保険庁からの通達により正従業員と比べパート・アルバイトの勤務日数及び勤務時間数が四分の三以上であれば健康保険適用となり、国保組合では正従業員と同様の取り扱いになります。

【加入手続きの流れ】

- ① 「加入申込書・被保険者等資格取得届・保険料金融機関預金口座振替承諾書」は所属支部の支部長の確認印を得てから他の提出書類を全てまとめ、当組合へご提出ください。(支部によっては、支部から組合へ送付します。)
 - ② 書類の内容に不備がなく、既に資格取得日を迎えている場合は資格取得の手続きをいたします。〈※4〉
 - ③ 診療所へ「被保険者証」と「保険料納付告知書」等を送付します。
- ※4 法人事業所や正従業員が5人以上の事業所の場合は健康保険・厚生年金適用となりますので、国民健康保険被保険者適用除外承認申請のお手続きが必要です。年金事務所から「健康保険被保険者適用除外承認証」が交付されましたら、そちらを当組合宛にFAX等でお送りください。証を確認後、被保険者証を発行いたします。

【問い合わせ先】

静岡県歯科医師国民健康保険組合
〒422-8006 静岡市駿河区曲金3-3-10 静岡県歯科医師会館1階
TEL: 054-283-3526 FAX: 054-283-2816